

バス路線の退出等意向申出について

1 バス路線退出に関する方針について

箱根登山バス株式会社が運行する路線バスについて、運転手不足の理由から令和8年(2026年)3月31日をもって路線廃止する意向がある旨の申出があった。

町としては、バス事業者と路線の維持に向けた協議を行うほか、令和5年度からバス路線の退出等意向申出を継続的に受けている現状を踏まえ、運転手不足に対する課題解決に向けて、補助制度を検討している。

なお、箱根登山バス株式会社を含む一部のバス事業者では、第二種免許取得にかかる独自の補助制度を行っているため、重複しない補助制度を検討することとする。

2 令和6年度赤字補てん分の結果について

令和6年4月1日付けで締結した「令和6年度乗合バス運行費用の一部負担に関する協定書」第7条の規定に基づき、運行費用から下記対象路線の運賃収入を差し引いた額を負担金（赤字補てん）として、箱根登山バス株式会社へ支払いをしたので報告するもの。

(1) 湯河原駅～長窪・福浦～真鶴駅  
営業利益 △4,499,000 円

(2) 湯河原駅～鍛冶屋・幕山公園  
営業利益 2,230,000 円

(3) 町負担額 △2,269,000 円(予算額 7,000 千円)

なお、令和7年度におきましても、「令和7年度乗合バス運行費用の一部負担に関する協定書」を令和7年4月1日付けで締結し、赤字補てんを行うことにより、バス路線の維持が図られている。

3 コミュニティバス運行に関する方針について

箱根登山バス株式会社によるコミュニティバスの運行業務については、これまで利便性の向上を図るため、運行ルートの見直し、運行便数の維持などを行ってきた。

しかし、箱根登山バス株式会社の運転手不足は喫緊の課題となっており、バス路線の退出等意向申出にかかる協議の中で、路線を維持していく場合であっても、一部バス路線の減便（△1往復/日）に加えて、コミュニティバスにおいても、減便（△3往復/日）しなければ安定した運行ができない旨の申出を受けている。

町としては、地域公共交通の維持確保は町民生活を支える上で必要であり、現状（10往復/日）の運行便数による維持を図るため、令和6年度に引き続き、箱根登山バス株式会社とバス路線及びコミュニティバスの運行便数維持に向けた協議を行っていく。

| 申出<br>路線<br>番号 | 退出等意向申出路線<br>(区間)                          |              | 意向申出<br>内容 | 事 由                 | 退出等<br>予定年月    | 関係系統数 |
|----------------|--------------------------------------------|--------------|------------|---------------------|----------------|-------|
|                | 起点～終点<br>(通過市町村名)                          | キロ程<br>(k m) |            |                     |                |       |
| 1              | 湯河原駅～長窪～真鶴駅<br>(湯河原駅～長窪～真鶴駅)<br>(湯河原町、真鶴町) | 3.6<br>(3.6) | 路線廃止       | 運転士不足により仕業の削減を図るため。 | 2026年<br>3月31日 | 1     |
| 2              | 湯河原駅～鍛冶屋・幕山公園<br>(湯河原駅～鍛冶屋・幕山公園)<br>(湯河原町) | 4.4<br>(4.4) | 路線廃止       | 運転士不足により仕業の削減を図るため。 | 2026年<br>3月31日 | 3     |